

# 1 生活衛生指導事業

# 1 生活衛生指導事業

生活衛生指導事業としては、理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法及び公衆浴場法に基づく生活衛生関係営業施設の監視指導業務並びに生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく各生活衛生同業組合、(公財)千葉県生活衛生営業指導センターの育成指導等がある。生活衛生関係営業施設の監視指導業務については、県下13保健所1支所の環境衛生監視員が、また、13の生活衛生同業組合及び(公財)千葉県生活衛生営業指導センターの育成指導については衛生指導課で実施している。

墓地等の経営許可等の権限について、平成13年4月1日からは「千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により市町村へ移譲し、各市町村条例に基づき事務が実施されている。

なお、平成24年4月1日からは、墓地埋葬等に関する法律の改正により、市が許可権者とされたところである。

## (1) 生活衛生関係営業施設監視指導事業

### ア 生活衛生関係営業施設

生活衛生関係営業施設は、全体では14,662施設で、ここ数年横ばい傾向にある。業種ごとに見ると美容所と旅館はわずかに増加しているが、理容所、クリーニング所、取次所は減少している。なお、一般公衆浴場については燃料費、光熱費、用水費に係る経費の補助等の確保対策を講じている。

### イ 監視指導業務

生活衛生関係営業施設の監視指導に当たっては、環境衛生関係営業施設監視指導実施要領に基づき、計画的かつ重点的に実施している。

さらに、営業者自ら、衛生水準の維持向上を図ることが望ましいことから、自主管理体制の確立及び推進を図っている。

### ウ 浴槽水等のレジオネラ属菌検査

平成19年度から民間検査機関に委託して、公衆浴場及び旅館・ホテル等の浴槽水や原水等のレジオネラ属菌検査を実施している。

検査の結果、検出された場合は、レジオネラ症の発生を防止するため、直ちに当該浴槽の使用の自粛を要請し、改善を指導している。

### エ クリーニング師試験結果

クリーニング業法に基づくクリーニング師試験を毎年度1回実施しており、本年度は令和2年1月に行い、合格率は47.3%であった。

項目 年度	願書提出者	受験者	合格者	合格率	実施期日
29年度	373人	349人	136人	39.0%	平成30年1月22日
30年度	349人	327人	130人	39.8%	平成31年1月15日
令和元年度	328人	315人	149人	47.3%	令和2年1月20日

生活衛生関係営業施設数の推移

保健所名 年度別	理容所	美容所	ク ー ン グ 所	取次所	興行場	一般公 衆浴場	その他 の浴場	旅館	計	
習志野	29	319	645	79	169	7	3	32	18	1,272
	30	312	647	77	166	7	3	32	18	1,262
	元	306	648	71	142	7	3	34	19	1,230
市川	29	332	749	108	240	53	12	47	63	1,604
	30	329	766	105	231	53	12	46	64	1,606
	元	326	770	98	202	55	10	47	71	1,579
松戸	29	502	1,070	127	248	10	6	55	49	2,067
	30	489	1,093	122	237	11	6	55	49	2,062
	元	481	1,123	118	230	12	6	56	45	2,071
野田	29	128	193	35	51	3		15	15	440
	30	128	193	33	46	3		15	15	433
	元	123	194	33	40	3		15	14	422
印旛	29	526	973	108	257	7		88	129	2,088
	30	520	982	103	257	7		87	131	2,087
	元	508	1,000	96	244	7		84	137	2,076
(成田)	29	154	312	37	52	1		41	84	681
	30	154	320	31	51	1		40	85	682
	元	151	328	31	44	1		36	87	678
香取	29	168	217	33	28	1	2	20	49	518
	30	166	217	33	26	1	2	20	51	516
	元	160	220	30	25	1	2	20	50	508
海匝	29	260	417	48	55	4	2	42	148	976
	30	256	423	48	56	4	1	42	149	979
	元	254	423	46	56	4	1	44	150	978
山武	29	217	385	38	52	3	1	29	160	885
	30	215	380	36	53	3	1	29	166	883
	元	210	379	35	47	3	1	29	173	877
長生	29	182	313	36	54	3	1	49	127	765
	30	180	319	33	54	3	1	50	142	782
	元	177	321	33	48	2	1	52	152	786
夷隅	29	120	169	21	30	1	1	42	269	653
	30	120	168	21	30	1	1	43	269	653
	元	120	164	21	26	1	1	42	274	649
安房	29	199	310	30	52	4		85	584	1,264
	30	196	308	29	49	3		84	568	1,237
	元	190	306	29	46	3		85	567	1,226
君津	29	332	604	77	100	5	2	69	189	1,378
	30	325	623	75	91	5	2	66	194	1,381
	元	321	642	71	89	5	2	67	202	1,399
市原	29	242	389	47	63	5		54	78	878
	30	242	390	44	61	5		54	73	869
	元	238	394	43	55	5		55	71	861
合計	29	3,527	6,434	787	1,399	106	30	627	1,878	14,788
	30	3,478	6,509	759	1,357	106	29	623	1,889	14,750
	元	3,414	6,584	724	1,250	108	27	630	1,925	14,662

(備考) 1 成田は、再掲  
2 仮設興行場は含まない

生活衛生関係営業監視指導の推移

保健所名 年度別	理容所		美容所		クリーニング所		取次所		興行場		一般公衆浴場		その他の浴場		旅館		計		
	監視数	監視率	監視数	監視率	監視数	監視率	監視数	監視率	監視数	監視率	監視数	監視率	監視数	監視率	監視数	監視率	監視数	監視率	
習志野	29	80	25	208	32	20	25	51	30	7	100	1	33	20	63	7	39	394	31
	30	121	39	239	37	28	36	73	44	7	100	3	100	33	103	19	106	523	41
	元	119	39	232	36	36	51	50	35	7	100	3	100	37	109	18	95	502	41
市川	29	92	28	155	21	25	23	45	19	54	102	12	100	51	109	62	98	496	31
	30	132	40	212	28	29	28	74	32	52	98	12	100	50	109	70	109	631	39
	元	142	44	216	28	58	59	99	49	49	89	10	100	41	87	66	93	681	43
松戸	29	180	36	426	40	37	29	123	50	10	100	7	117	58	105	48	98	889	43
	30	186	38	386	35	46	38	82	35	10	91	6	100	56	102	47	96	819	40
	元	169	35	470	42	45	38	99	43	11	92	8	133	66	118	48	107	916	44
野田	29	27	21	116	60	16	46	25	49	3	100			17	113	15	100	219	50
	30	63	49	95	49	19	58	30	65	3	100			16	107	14	93	240	55
	元	34	28	89	46	14	42	15	38	3	100			16	107	15	107	186	44
印旛	29	143	27	320	33	25	23	94	37	7	100			88	100	112	87	789	38
	30	132	25	323	33	59	57	13	5	6	86			86	99	117	89	736	35
	元	78	15	168	17	24	25	47	19	7	100			74	88	121	88	519	25
(成田)	29	54	35	155	50	2	5	47	90	1	100			42	102	73	87	374	55
	30	59	38	107	33	42	135	13	25	1	100			44	110	81	95	347	51
	元	46	30	92	28	3	10	47	107	1	100			31	86	80	92	300	44
香取	29	172	102	224	103	33	100	29	104	1	100	2	100	19	95	44	90	524	101
	30	164	99	220	101	33	100	27	104	1	100	2	100	20	100	44	88	511	99
	元	137	86	179	81	29	97	23	92	1	100	2	100	21	105	41	82	433	85
海匝	29	183	70	260	62	11	23	62	113	1	25	1	50	28	67	88	59	634	65
	30	244	95	189	45	36	75	1	2	1	25	1	100	17	40	83	56	572	58
	元	2	1	50	12			43	77					14	32	76	51	185	19
山武	29	113	52	259	67	20	53	39	75	3	100	1	100	28	97	134	84	597	67
	30	140	65	228	60	21	58	15	28	3	100	1	100	24	83	111	67	543	61
	元	85	40	121	32	13	37	39	83	3	100	1	100	25	86	120	69	407	46
長生	29	86	47	139	44			41	76	3	100			50	102	128	101	447	58
	30	82	46	142	45	32	97	2	4	3	100			50	100	130	92	441	56
	元	65	37	138	43			50	104	2	100	2	200	55	106	139	91	451	57
夷隅	29	60	50	87	51	11	52	16	53	1	100	1	100	51	121	235	87	462	71
	30	58	48	84	50	10	48	14	47	1	100	1	100	56	130	241	90	465	71
	元	56	47	77	47	12	57	11	42	1	100	1	100	33	79	209	76	400	62
安房	29	130	65	184	59	17	57	27	52	4	100			112	132	549	94	1,023	81
	30	120	61	204	66	22	76	37	76	3	100			98	117	506	89	990	80
	元	126	66	176	58	16	55	23	50	1	33			88	104	469	83	899	73
君津	29	107	32	225	37	41	53	49	49	5	100	1	50	31	45	133	70	592	43
	30	125	38	51	8			29	32	1	20			30	45	130	67	366	27
	元	55	17	51	8	16	23	19	21	2	40	1	50	28	42	110	54	282	20
市原	29	83	34	115	30	26	55	32	51	6	120			50	93	68	87	380	43
	30	64	26	93	24	17	39	27	44	5	100			50	93	68	93	324	37
	元	72	30	124	31	23	53	28	51	5	100			55	100	34	48	341	40
合計	29	1,456	41	2,718	42	282	36	633	45	105	99	26	87	603	1	1,623	86	7,446	50
	30	1,631	47	2,466	38	352	46	424	31	96	91	26	90	586	94	1,580	84	7,161	49
	元	1,140	33	2,091	32	286	40	546	44	92	85	28	104	553	88	1,466	76	6,202	42

(備考) 成田は、再掲

### 浴槽水等のレジオネラ属菌検査結果

	浴槽水				原水、原湯			その他			総検体数
	検体数	水質基準 不適合 検体数	不適合 率 (%)	レジオネラ 菌数 最大値	検体数	水質基準 不適合 検体数	不適合 率 (%)	検体数	レジオネラ 菌 検 出 検体数	検出率 (%)	
29年度	74	16	21.6	29,000	0	0	0	7	1	14.3	81
30年度	80	12	15.0	100,000	0	0	0	3	0	0.0	83
令和元 年度	82	10	12.2	180,000	2	0	0	3	0	0.0	87

※ 浴槽水並びに原水及び原湯のレジオネラ属菌の水質基準は「検出されないこと(10CFU/100ml未満)」

千葉県生活衛生同業組合一覧

令和元年12月31日現在

組合名	組合設立認可年月日	〒	事務所所在地	電話(Tel)番号 Fax番号	理事長氏名	組合員数
理容	昭和32年12月6日	260-0033	千葉市中央区春日1-22-4	Tel 043-242-5415 Fax 043-242-6055	増田 稔	2,006
美容業	昭和32年11月29日	262-0033	千葉市花見川区幕張本郷1-22-6	Tel 043-273-5151 Fax 043-275-8664	野村 敏夫	2,357
クリーニング	昭和32年12月26日	261-0001	千葉市美浜区幸町2-19-21 (千葉県クリーニング会館内)	Tel 043-246-7722 Fax 043-246-7723	皆川 公雄	222
興行	昭和32年12月26日	260-0013	千葉市中央区中央3-8-8 (千葉興行㈱内)	Tel 043-222-4265 Fax 043-222-1325	臼井 正人	201
公衆浴場業	昭和33年1月18日	260-0854	千葉市中央区長洲2-9-6	Tel 043-222-3858 Fax 同上	土肥 一夫	45
旅館ホテル	昭和33年2月27日	260-0015	千葉市中央区富士見2-3-1 (塚本大千葉ビル内)	Tel 043-222-6590 Fax 043-222-6521	篠原 正人	333
麺類業	昭和33年5月12日	260-0854	千葉市中央区春日1-22-4	Tel 043-246-0062 Fax 同上	櫻田 忠夫	100
冰雪販売業	昭和33年5月15日			平成11年5月17日付けで休止届		
食肉	昭和33年9月24日	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 (千葉県経営者会館505号)	Tel 043-247-0451 Fax 043-247-7650	倉持 繁夫	213
すし商	昭和34年10月10日	261-0001	千葉市美浜区幸町2-18-12-203	Tel 043-307-9199 Fax 043-307-9198	後藤 政博	105
中華料理	昭和41年5月10日	263-0054	千葉市稲毛区宮野木町969-1-406	Tel 043-287-8008 Fax 同上	松本 孝幸	43
料理業	昭和43年9月16日	277-0073	柏市松葉町7-20-2	Tel 04-7133-0352 Fax 04-7133-0358	江原 邦夫	31
飲食業	昭和43年9月18日	273-0001	船橋市市場1-8-1 (船橋地方卸売市場内 関連棟2F)	Tel 047-426-7270 Fax 047-426-7271	小山内 仁	2,100
(公財)千葉県生活衛生 営業指導センター	昭和57年1月30日	260-0854	千葉市中央区長洲1-15-7 (千葉県森林会館内)	Tel 043-307-8272 Fax 043-307-8273	理事長 臼井 正人	—
千葉県生活衛生同業 組合連絡協議会	昭和33年4月23日	260-0854	千葉市中央区長洲1-15-7 (千葉県森林会館内)	Tel 043-307-8272 Fax 043-307-8273	会長 野村 敏夫	7,756

## (2) 公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センター育成指導事業

(公財)千葉県生活衛生営業指導センターは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の3による知事の指定を受けた法人であり、生活衛生関係営業の経営の健全化を通じて、衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者・消費者の利益の擁護を図るため、以下のような事業を行っている。

- ①生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持向上及び経営健全化に係る相談・指導
- ②生活衛生関係営業に係る利用者・消費者の苦情相談
- ③標準営業約款に係る営業者登録
- ④クリーニング師研修会等の開催
- ⑤生活衛生関係営業に係る情報の提供

県では、相談指導事業等の支援を目的とする「生活衛生営業指導センター指導助成事業」及び生活衛生同業組合の活性化事業等の支援を目的とする「生活衛生営業振興対策事業」を実施し、(公財)千葉県生活衛生営業指導センターの育成を図っている。

### ア 公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センター補助金交付状況

(生活衛生営業指導センター指導助成事業)

年度	補助対象事業	補助対象	補助率	補助金	備考
元	1 相談指導事業 2 情報化整備事業 3 後継者育成支援事業 4 健康・福祉対策推進事業 5 消費者コールセンター等 事業	各補助対象事業に要する経費	事業ごとに予算の範囲内とする。	26,701,638円 うち国庫補助金 13,350,000円	人件費 20,717,189円 事業費 5,984,449円

(生活衛生営業振興対策事業)

年度	交付対象	交付対象経費	補助率	交付金	備考
元	生活衛生営業振興対策事業	各交付対象事業に要する経費	指導センターが実施する事業については定額組合が実施する事業については、1/2	4,000,000円	生活衛生営業振興対策事業費 4,000,000円 うち組合助成費 3,000,000円

生活衛生営業経営指導員相談状況

対象業種	指導・相談件数(件)							合計
	融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	
理容	80	1	2		2	13	37	135
美容業	62		3				31	96
クリーニング	16				195	10		221
興行							10	10
公衆浴場業	4						5	9
旅館ホテル	5						5	10
氷雪販売業								0
麺類業	28			5		3	14	50
食肉	9					2	6	17
すし商	7				5	5	11	28
中華料理	7				6		5	18
料理業	16			2	10	7	2	37
飲食業	97	2	5	5	11	10	20	150
計	331	3	10	12	229	50	146	781

※電話等による相談含む

イ 公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センターへの業務委託

生活衛生関係業者に対する株式会社日本政策金融公庫融資に係る知事推薦書の交付事務について、指導センターに業務委託している。

委託事業	委託料	備考
日本政策金融公庫融資に係る知事推薦書交付事務	100,000円	知事推薦書の交付者80名

日本政策金融公庫貸付決定状況

単位:千円

業種	年度 項目	28		29		30		元	
		件数	申込金額	件数	申込金額	件数	申込金額	件数	申込金額
理容		6	54,000	8	67,770	4	3,250	2	15,570
美容業		33	335,500	34	300,250	38	35,451	29	288,430
クリーニング		1	7,000						
興行									
公衆浴場									
旅館業		1	10,000	3	80,000	1	34,077	4	51,480
麺類業				3	41,000	1	1,000		
氷雪販売									
食肉									
すし商		2	31,000			1	900	1	5,530
中華料理						3	2,930	1	9,700
料理業								1	9,000
飲食業		71	827,580	74	907,590	36	39,937	42	450,370
喫茶		2	19,000	2	17,800	1	2,250		
簡易宿所									
社交						1	720		
食鳥肉									
サウナ				1	30,000				
合計		116	1,284,080	125	1,444,410	86	120,515	80	830,080

### (3) 公衆浴場確保対策事業

#### ア 公衆浴場入浴料金

公衆浴場の入浴料金は、「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令」に基づき、知事が指定することとされている。現在の入浴料金は、令和元年度に改定し、額は大人450円、中人170円、小人70円となっている。

#### イ 公衆浴場確保対策

公衆浴場は、自家風呂の普及に伴う利用者の減少及び諸経費の上昇等による営業不振や施設の老朽化等の理由による転廃業が多く、施設数は減少している。

こうした現状を踏まえ、県としては地域住民の公衆衛生の保持と増進を図るため、昭和48年度から各種の助成策を講じており、本年度も次の助成事業を行っている。

なお、千葉市内の公衆浴場営業者は平成4年度から、船橋市内の公衆浴場営業者は平成15年度から、柏市内の公衆浴場営業者は平成20年度から対象外としている。

#### 公衆浴場経営基盤安定化補助(昭和61年度から)

直近の税務に係る申告書等において浴場経営に係る経営収支実績に不足額が生じている公衆浴場に対して、経営の安定化を図るため、燃料、光熱費及び用水費に係る経費の1/2の額(25万円を限度とする。)を補助するもので、本年度は4,878千円を交付している。

#### 公衆浴場経営基盤安定化補助金交付状況

年度	区分	補助金総額(千円)	対象施設数
27		6,177	25
28		5,875	24
29		5,855	24
30		5,354	22
元		4,878	20

公衆浴場入浴料金の推移

年度	申請年月日	諮問年月日	答申年月日	施行年月日	入浴料金(円)				一般 公衆浴場 施設数 (全県)	備考
					大人(12才 以上の者)	中人(6才以上 12才未満の者)	小人(6才 未満の者)	洗髪料(12才以 上の者)		
昭和59年度	59. 7. 14	59. 7. 27	59. 8. 27	59. 9. 5	235	100	55	25	264	
60年度	60. 7. 11	60. 8. 23	60. 9. 2	60. 9. 14	245	100	55	25	261	
61年度	—	—	—	—	245	100	55	25	254	
62年度	62. 7. 21	62. 8. 5	62. 8. 24	62. 9. 2	270	110	55	—	242	洗髪料金廃止
63年度	63. 7. 14	63. 7. 27	63. 8. 18	63. 8. 27	280	120	60	—	230	
平成元年度	元. 5. 16	元. 6. 16	元. 7. 6	元. 7. 15	295	130	60	—	218	
2年度	2. 7. 3	2. 7. 17	2. 8. 3	2. 8. 11	310	140	60	—	206	
3年度	3. 7. 19	3. 8. 5	3. 8. 5	3. 8. 14	320	140	60	—	197	
4年度	4. 7. 9	4. 7. 28	4. 7. 28	4. 8. 5	330	150	60	—	185	
5年度	5. 7. 1	5. 7. 21	5. 7. 21	5. 7. 31	340	160	60	—	174	
6年度	6. 11. 4	6. 12. 21	6. 12. 21	6. 1. 7	350	170	70	—	169	
7年度	7. 10. 24	7. 11. 28	7. 11. 28	7. 12. 9	360	170	70	—	165	
8年度	8. 10. 9	8. 11. 5	8. 11. 5	8. 11. 16	370	170	70	—	159	
9年度	9. 7. 24	9. 10. 24	9. 10. 24	9. 11. 8	385	170	70	—	152	
10年度	—	—	—	—	385	170	70	—	149	
11年度	—	—	—	—	385	170	70	—	143	
12年度	—	—	—	—	385	170	70	—	136	
13年度	—	—	—	—	385	170	70	—	134	
14年度	—	—	—	—	385	170	70	—	135	
15年度	—	—	—	—	385	170	70	—	122	
16年度	—	—	—	—	385	170	70	—	120	
17年度	—	—	—	—	385	170	70	—	111	
18年度	18. 6. 30	18. 9. 21	18. 10. 24	18. 12. 1	420	170	70	—	101	
19年度	—	—	—	—	420	170	70	—	96	
20年度	—	—	—	—	420	170	70	—	83	
21年度	—	—	—	—	420	170	70	—	79	
22年度	—	—	—	—	420	170	70	—	78	
23年度	—	—	—	—	420	170	70	—	75	
24年度	—	—	—	—	420	170	70	—	72	
25年度	26. 2. 3	26. 2. 19	26. 2. 19	26. 4. 1	430	170	70	—	64	
26年度	—	—	—	—	430	170	70	—	62	
27年度	—	—	—	—	430	170	70	—	58	
28年度	—	—	—	—	430	170	70	—	57	
29年度	—	—	—	—	430	170	70	—	54	
30年度	—	—	—	—	430	170	70	—	51	
令和元年度	—	—	—	元. 10. 1	450	170	70	—	46	

#### (4) 化製場、死亡獣畜取扱場、第8条準用施設及び畜舎・家きん舎等指導業務

本県は、畜産や水産業が盛んであることから、化製場等の施設が多い。

これらの施設から悪臭、汚排水が発生することにより地域住民の日常生活に悪影響を及ぼす恐れがあるため、立入検査を実施するとともに、令和元年度は6月3日から14日までを「化製場等清掃強調期間」と定め、設置者自ら衛生的環境の確保に努めるよう指導を行っている。

なお、畜舎、家きん舎についても立入検査を実施している。

化製場等施設数及び施設別監視件数

保健所名	区分	死亡獣畜 取扱場	第8条準用施設		畜舎・家きん舎	
	化製場		製造施設	貯蔵施設	畜舎	家きん舎
習志野					27	
市川					40	
松戸					36	3
野田					7	
印旛		1	1		15	2
香取		1	1		5	
海匝	3		5		4	1
山武	1				1	
長生					3	
夷隅					2	
安房		1			15	2
君津			1		14	
市原					9	
計	4	3	8		178	8
監視件数	4	3	8		185	

## (5) 建築物衛生管理事業

### ア 特定建築物に係る指導業務

#### ① 特定建築物立入状況

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」では、多くの人が使用又は利用する百貨店、店舗、集会場、学校等の特定建築物の管理を適正に行うため、建築物環境衛生管理基準を定めている。

県では、特定建築物において、空気環境の調整、給排水の管理、ねずみ・昆虫等の防除及び清掃等が総合的に行われ、適正な管理がされるよう立入指導を行っている。

#### ② 建築物管理事業の登録状況

建築物管理事業登録は、建築物清掃業、建築物空気環境測定業、建築物空気調和用ダクト清掃業、建築物飲料水水質検査業、建築物飲料水貯水槽清掃業、建築物排水管用清掃業、建築物ねずみ昆虫等防除業、建築物環境衛生総合管理業の8業種がある。

これらの登録業者の指導を「千葉県建築物衛生事業登録指導要綱」及び「建築物管理事業登録営業所立入検査指導要領」に基づき行っている。

### イ 住居衛生相談業務

各健康福祉センター（保健所）に相談窓口を設置し、住民からの相談に対して情報提供等を行うとともに、必要に応じて検査機器を用いた現場検査を行っている。

住居衛生相談件数及び測定件数

年度	相談件数	測定件数
平成27年度	71(24)	0
平成28年度	63(18)	0
平成29年度	76(27)	2
平成30年度	48(17)	0
令和元年度	62(24)	0

( )内は、室内環境の相談件数

特定建築物施設数及び立入状況一覧

健康福祉 センター (保健所)	興行場	百貨店	店舗	事務所		学校	旅館	集会場	図書館	博物館	美術館	遊技場	施設数 総計	届出 件数	廃止 件数	立入 対象 施設数	立入 検査数	立入率 (%)
				もっばら	その他													
29年度計	46 (15)	109 (0)	294 (0)	112 (54)	116 (17)	94 (17)	139 (6)	49 (34)	13 (13)	6 (5)	2 (1)	16 (0)	996 (162)	16 (2)	6 (1)	834	447	53.6
30年度計	46 (15)	110 (0)	298 (0)	112 (54)	120 (17)	92 (17)	145 (6)	50 (35)	13 (13)	6 (5)	2 (1)	17 (0)	1011 (163)	26 (2)	11 (1)	848	418	49.3
元年度計	48 (16)	108 (0)	305 (0)	112 (54)	122 (18)	96 (20)	149 (6)	50 (36)	14 (14)	6 (5)	2 (1)	17 (0)	1029 (170)	27 (7)	8 (1)	859	399	46.4
習志野	2 (2)	18 (0)	22 (0)	9 (5)	4 (0)	18 (4)	4 (0)	4 (3)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	89 (16)	5 (4)	0 (0)	73	17	23
市川	26 (1)	18 (0)	25 (0)	24 (7)	23 (3)	26 (6)	32 (0)	8 (7)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	3 (0)	188 (27)	8 (0)	1 (0)	161	79	49
松戸	8 (4)	30 (0)	19 (0)	10 (4)	27 (6)	10 (1)	3 (0)	4 (3)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	115 (21)	2 (0)	0 (0)	94	33	35
野田	0 (0)	5 (0)	13 (0)	3 (2)	6 (2)	9 (1)	2 (0)	4 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	43 (7)	3 (0)	0 (0)	36	11	31
印旛	5 (2)	20 (0)	70 (0)	15 (8)	43 (2)	9 (1)	24 (0)	16 (12)	3 (3)	1 (1)	2 (1)	3 (0)	211 (30)	3 (0)	3 (0)	181	61	34
(成田)	1 (0)	3 (0)	26 (0)	3 (3)	29 (1)	2 (0)	20 (0)	7 (3)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	94 (9)	1 (0)	1 (0)	85	46	54
香取	0 (0)	1 (0)	12 (0)	3 (3)	2 (1)	0 (0)	2 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	21 (6)	1 (0)	1 (1)	15	14	93
海匝	1 (1)	1 (0)	17 (0)	4 (4)	2 (1)	1 (1)	8 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	38 (11)	0 (0)	0 (0)	27	0	0
山武	2 (2)	2 (0)	20 (0)	4 (3)	4 (1)	7 (1)	3 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	44 (8)	1 (1)	0 (0)	36	34	94
長生	0 (0)	0 (0)	29 (0)	2 (2)	2 (1)	1 (0)	12 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	48 (4)	0 (0)	1 (0)	44	33	75
夷隅	1 (1)	0 (0)	11 (0)	3 (3)	0 (0)	1 (0)	8 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	25 (5)	0 (0)	1 (0)	20	10	50
安房	1 (1)	0 (0)	8 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (1)	32 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	45 (7)	0 (0)	0 (0)	38	41	108
君津	1 (1)	12 (0)	25 (0)	22 (9)	6 (0)	4 (0)	16 (1)	4 (1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	93 (14)	2 (1)	1 (0)	79	18	23
市原	1 (1)	1 (0)	34 (0)	12 (3)	2 (1)	9 (4)	3 (0)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	69 (14)	2 (1)	0 (0)	55	48	87

(備考) 1 ( )内は、国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供する施設の再掲

2 成田は、再掲

建築物管理事業登録数及び立入状況一覧

保健所名	清掃業	空気環境測定業	空気調和用ダクト清掃業	飲料水水質検査業	飲料水貯水槽清掃業	排水管清掃業	ねずみ昆虫等防除業	環境衛生総合管理業	登録数総計	登録件数	登録満了件数	廃止件数	立入件数	立入率(%)
29年度計	113	21	3	13	165	18	38	49	420	104	97	5	156	37
30年度計	114	20	3	13	164	19	38	47	418	90	85	5	128	31
元年度計	113	20	3	12	168	19	39	45	419	46	38	7	96	23
習志野	4	2	0	2	16	5	2	3	34	4	2	0	3	9
市川	21	0	1	0	20	6	8	11	67	3	0	3	8	12
松戸	21	2	0	4	35	4	6	13	85	11	10	0	12	14
野田	1	0	0	0	9	1	1	1	13	1	0	1	1	8
印旛	21	2	1	1	22	1	7	6	61	8	9	1	7	11
(成田)	15	1	1	0	14	1	6	6	44	6	7	0	5	11
香取	1	2	0	0	3	0	1	1	8	0	0	0	0	0
海匝	4	0	0	0	7	0	0	2	13	4	4	0	3	23
山武	8	0	0	2	8	0	1	2	21	3	2	0	3	14
長生	6	1	0	0	4	0	2	1	14	1	0	1	2	14
夷隅	2	0	0	0	5	1	0	1	9	0	1	0	1	11
安房	6	2	0	0	13	1	4	0	26	4	3	1	27	104
君津	14	6	1	2	17	0	5	4	49	6	6	0	10	20
市原	4	3	0	1	9	0	2	0	19	1	1	0	19	100

(備考) 成田は再掲

## (6) 遊泳用プール指導事業

遊泳用プールについては、従来の「千葉県遊泳用プール指導要綱」を「千葉県遊泳用プール行政指導指針」（平成21年5月29日制定）に改め、衛生及び安全の確保の観点から適正な維持管理等を指導している。

また「遊泳用プール施設調査指導要領」を定め、定期的な立入指導を行っている。

### 遊泳用プール施設数及び立入検査状況一覧

健康福祉センター (保健所)名	営業用		事業用		その他		施設数総計		検査数		検査率(%)	
	通年	季節	通年	季節	通年	季節	通年	季節	通年	季節	通年	季節
平成29年度	157	159	3	11	0	11	160	181	163	148	102	82
平成30年度	156	157	3	10	0	11	159	178	162	145	102	81
令和元年度	156	149	3	10	0	13	159	172	154	141	97	82
習志野	17	23	0	0	0	0	17	23	19	8	112	35
市川	30	19	0	0	0	0	30	19	23	19	77	100
松戸	25	20	0	0	0	0	25	20	28	18	112	90
野田	4	3	0	0	0	0	4	3	4	3	100	100
印旛	29	23	0	3	0	2	29	28	29	18	100	64
(成田)	11	6	0	0	0	0	11	6	11	6	100	100
香取	3	4	0	0	0	0	3	4	3	4	100	100
海匝	5	3	0	0	0	0	5	3	4	3	80	100
山武	7	6	0	1	0	0	7	7	7	7	100	100
長生	6	6	0	2	0	2	6	10	6	10	100	100
夷隅	3	4	1	2	0	4	4	10	2	10	50	100
安房	6	18	1	0	0	3	7	21	8	15	114	71
君津	16	16	1	2	0	1	17	19	16	21	94	111
市原	5	4	0	0	0	1	5	5	5	5	100	100

(備考) 成田は、再掲

## (7) 住宅宿泊事業者指導事業

平成30年6月に住宅宿泊事業法が施行されたことから、いわゆる「民泊」サービスにおける衛生の確保等のため、住宅宿泊事業者等への指導を行う。

住宅宿泊事業の届出については衛生指導課において全県分を受理し、届出住宅等の指導については「千葉県住宅宿泊事業等に対する指導要領」を定め、各健康福祉センター及び衛生指導課が立入検査及び指導を行う。

住宅宿泊事業届出住宅数及び立入検査状況一覧

健康福祉センター(保健所)名	届出住宅数	検査数
平成30年度	306	7
令和元年度	557	163
習志野	56	8
市川	87	19
松戸	81	45
野田	10	4
印旛	69	9
(成田)	34	3
香取	8	8
海匝	7	
山武	28	4
長生	35	11
夷隅	47	2
安房	24	7
君津	13	5
市原	8	2
衛生指導課	84	36

(備考) 成田は、再掲